

# 組合員の生活設計を考慮した 福利厚生の実現を目指して 《住環境制度改革》

2015年4月17日に会社から示された『住環境制度改革の改正』について、制度の全容を明らかにするために、「申30号『住環境制度改革に関する説明申し入れ』」をおこないました。また、説明事項をもとに「申33号『生活設計を考慮した福利厚生の実現を求める申し入れ』」について、団体交渉で議論を積み重ねてきました。全国から寄せられた450件以上の組合員の声をもとに粘り強く議論し、説明交渉で初めて明らかにされた6月1日制度改革を延期させた中で、当初の考え方を大きく変更させ、組合員の生活設計に考慮した制度改革にすることができました。

一方で、「持家取得推進」を第一の目標としている中で、住宅ローン支援制度の支援金増額や支給基準の見直しなど、多くの課題を残していることも事実です。今後は、住環境制度改革において勝ち取った成果を確認するとともに、将来にわたり安定した生活を送るために、引き続き議論して行きます。

4月	17日	会社説明 「住環境制度改革について」
	28日	申し入れ 申30号「住環境制度改革に関する説明申し入れ」
5月	10日	第1回交渉
	14日	第2回交渉
	21日	第3回交渉
	29日	申し入れ 申33号「組合員の生活設計を考慮した福利厚生の実現を求める申し入れ」
6月	29日	第1回交渉
	30日	第2回交渉
	7月	15日 第3回交渉
8月	6日	妥結

## 【住環境制度改革の改正点】

### 1. 住宅援助金制度の改正

- (1) 所有住宅援助金一時金 20万円の新設
- (2) 賃貸住宅援助金の給付期間制限(15年)の導入
- (3) 賃貸住宅援助金の地域区分の変更

### 2. 住宅ローン支援制度の改正

- (1) 対象融資の制限撤廃
- (2) 対象者の拡大

### 3. カフェテリアプラン制度の改正

- (1) 財形(住宅)貯蓄支援項目の追加

### 4. 社宅制度の改正

- (1) 社宅居住期間制限(15年)の導入
- (2) 15年を延長する場合の特例傾斜家賃の導入
- (3) 社宅及び寮の使用料金の定期的な見直し
- (4) イーストハイム型社宅使用料金に設備費 1,000円を加算
- (5) 社宅及び寮の使用料金地域区分の変更

## 国鉄改革を担った方々や義務教育を考慮した期間延長を実現！

【社宅居住制限(15年)の特例措置 (平成34年4月1日実施)】

- ① 転勤に伴う持家から転居の場合
- ② 転勤に伴う社宅からの転居の場合(7年間の期間延長可)
- ③ 広域異動者、広域採用者、広域追加採用者及びエルダー
- ④ 東日本大震災、福島第一原発事故に伴い住居等が被災している場合
- ⑤ 平成34年3月31日時点で、通学区域内公立中学校(中学1・2年生)の子が居住している場合
- ⑥ 社会通念上等期間延長が必要と認めた場合

※③④⑤を4月17日説明内容に追加



【社会通念上等期間延長が必要と認めた場合とは・・・】

- (例1) 持家の売買契約中、建設中、竣工時期が居住制限期間をこえてしまう場合
- (例2) 居住中の持家のリフォーム・改築をおこなっている場合
- (例3) 社宅等及び社員宿泊所等業務・利用規程に基づき厚生部長が判断した場合

**その他、組合員の生計が成り立たない状況は作らない事を確認しました！！**

## 特例傾斜家賃の年齢区分の見直しを実現！

【社宅居住期間制限（15年）の期間延長時の特例傾斜家賃（平成34年4月1日実施）】

(4月17日説明)				
使用料金増額率	満年齢35歳以上	満年齢40歳以上	満年齢45歳以上	満年齢50歳以上
	1.5倍	2.0倍	2.5倍	3.0倍

(8月6日妥結)			<b>使用料金増額率 を大幅に縮小!!</b>
使用料金増額率	満年齢35歳以上	満年齢40歳以上	
	<b>1.5倍</b>	<b>2.0倍</b>	

【(参考) 社宅居住者の年齢に対する傾斜家賃】

	満年齢45歳以上	満年齢50歳以上	満年齢55歳以上	エルダー社員 (満年齢60歳以上)
使用料金増額率	1.2倍	1.4倍	1.6倍	1.8倍

(2000年度導入)

※特例傾斜家賃適用時の料金計算方法  
(満45歳以上、社宅使用料25,000円の場合)

[4月17日説明]	[8月6日妥結]
25,000円(社宅使用料) × 2.5倍(特例傾斜家賃) × 1.2倍(年齢傾斜家賃)    75,000円	25,000円(社宅使用料) × 2.0倍(特例傾斜家賃) × 1.2倍(年齢傾斜家賃)    <b>60,000円</b>

**広域異動者等や震災・原発事故の復興途中で自家に居住できない組合員は、  
特例傾斜家賃の適用から除外することを確認しました!!**

## 住宅ローン支援特定給付・賃貸住宅援助金特定給付地域の拡大を実現！

栃木県	野木町
茨城県	古河市・坂東市・つくば市・常総市・土浦市・牛久市・取手市・竜ヶ崎市 境町・守谷市・阿見町・つくばみらい市・利根町・五霞町・河内町
埼玉県	川越市・川口市・所沢市・春日部市・狭山市・上尾市・草加市・越谷市 蕨市・戸田市・入間市・鳩ヶ谷市・朝霞市・志木市・和光市・新座市 八潮市・富士見市・ふじみ野市・三郷市・飯能市・坂戸市・東松山市 熊谷市・行田市・桶川市・北本市・鴻巣市・蓮田市・久喜市・加須市 幸手市・日高市・鶴ヶ島市・吉川市・さいたま市・三芳町・川島町 吉見町・伊奈町・白岡市・宮代町・松伏町・杉戸町・毛呂山町・越生町 鳩山町
千葉県	千葉市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・野田市・柏市・我孫子市 鎌ヶ谷市・船橋市・習志野市・八千代市・四街道市・佐倉市・成田市 市原市・木更津市・富津市・君津市・茂原市・東金市・袖ヶ浦市 八街市・印西市・白井市・富里市・山武市・栄町・酒々井町・神崎町 大網白里町・一宮町・長柄町・長生村
東京都	23区・八王子市・立川市・武蔵野市・三鷹市・青梅市・府中市・昭島市 調布市・町田市・小金井市・小平市・日野市・東村山市・国分寺市 国立市・福生市・狛江市・東大和市・清瀬市・東久留米市・武蔵村山市 稲城市・多摩市・羽村市・あきる野市・西東京市・瑞穂町・日の出町
神奈川県	横浜市・川崎市・横須賀市・平塚市・鎌倉市・藤沢市・小田原市 茅ヶ崎市・逗子市・相模原市・三浦市・厚木市・秦野市・大和市 伊勢原市・海老名市・座間市・綾瀬市・葉山町・寒川町・大磯町 二宮町・愛川町・清川村・真鶴町(賃貸のみ)・湯河原町(賃貸のみ)
静岡県	熱海市・伊東市
山梨県	上野原市

(注) 表中の下線部は、住宅ローン支援特定給付地域拡大箇所  
表中の 部は、賃貸住宅援助金特定給付地域拡大箇所

【所有住宅支援一時金20万円の新設】  
所有住宅援助金を初めて申請する  
新たな持家購入者に支給!!

【住宅ローン支援対象融資の制限廃止】  
対象から外されていた公的融資  
「フラット35」等への対象を拡大!!

【住宅ローン支援対象者の拡大】  
単身赴任で寮に居住する組合員へ  
住宅ローン支援を拡大!!

【財形(住宅)貯蓄支援項目の追加】  
財形(住宅)貯蓄加入者へ  
3,000円/年(30歳使用)支給!!

**住宅ローン支援制度の  
支給基準(1%)の見直しは、  
今後の金利動向を踏まえ、  
必要な見直しを確認しました!!**

## 所有住宅援助金の申請と給付開始時期の時間差を解消！

【これまでの申請の流れ】

①住宅購入、②登記簿取得(住宅購入から2~3か月後)、③所有住宅援助金申請、④支給開始  
団体交渉で、住宅登記簿取得後の申請になるため、援助金支給開始まで差があることを指摘!

**「申請から支給まで時間を要していることは認識しているので、  
速やかな支給が行えるように具体的な対応を検討する」ことを確認しました!**

## 今後の改正スケジュール

- ◆社宅及び寮の使用料金の定期的な見直し(初回)と使用料金地域区分の変更(平成28年4月1日実施)  
→「住宅ローン支援」「賃貸住宅援助金」の地域区分がベースになります
- ◆一部の社宅使用料金に設備費相当(1,000円)を加算(平成28年4月1日実施)
- ◆社宅居住期間制限(15年)の導入(平成34年4月1日実施)
- ◆賃貸住宅援助金の給付期間制限(15年)の導入(平成34年4月1日実施)